

# 「農協事業における農業支援サービス等のあり方検討会」

## 報告書



令和8年4月

農協事業における農業支援サービス等のあり方検討会

# 目次

	ページ
<b>I はじめに</b>	2
<b>II 検討の背景</b>	3
<b>III 農協が農業支援サービス事業を行う場合の課題と対応事例</b>	
1 方針の決定	7
2 周年での事業量の確保（事業量の不足）	8
3 収益の確保（事業単体での黒字化が課題）	10
4 作業員不足	11
<b>IV 複数農協で共同利用施設を再編・活用する場合の課題と対応事例</b>	
1 施設の再編・活用方針の決定	12
2 組合間の合意形成	13
3 施設の利用に関するルール等の洗い出し	14
4 持続的な利用の確保	15
5 員外利用の確認	16
<b>V 事例編</b>	
農業支援サービス 事例① 【株式会社 ジェイエイフーズみやざき】	19
農業支援サービス 事例② 【株式会社 JA常陸アグリサポート】	23
農業支援サービス 事例③ 【株式会社 土佐くろしお村 村営みのり】	27
共同利用施設の複数農協利用 事例④ 【JAしみず、他2JA】	31
共同利用施設の複数農協利用 事例⑤ 【JAレーク伊吹、他1JA】	37
参考情報 有機農業における農業支援サービスや共同利用の事例 【JAたじま、JAはくい、JA越前たけふ、JAしまね】	42
<b>VI 結語・今後の課題</b>	43

# I はじめに

人口減少に伴う農業者の減少など我が国の農業をめぐる情勢が変化する中、担い手などの農業経営を支援する農業支援サービス事業者の事業活動の促進が、産地を維持・振興するなど農業政策上も重要な課題となっております（食料・農業・農村基本法第37条）。

これまでも農協は、農作業受託や共同利用施設の提供により、組合員の営農を支援してきたところですが、農業支援サービスは農作業受託にとどまらず、機械レンタルや人材派遣、情報分析など事業内容が多岐にわたるほか、共同利用施設についても再編整備を通じて、農協の地区を越えたより広域での利用が想定されるなど、新たな事業展開が期待されております。

こうしたことを踏まえ、

- 1 農協事業における農業支援サービスの位置付け
- 2 共同利用施設を広域的に利用する場合の事業利用のあり方

について、農協等の先進事例を収集し、有識者と検討を行うことを目的とした本検討会が令和8年1月に設置されました。これまで、計4回にわたり開催し、農協等の関係者からヒアリングを行いながら、議論をしてまいりました。

本報告書は、本検討会の議論を取りまとめたものであり、議論に携わった委員の発言だけでなく、既に試行錯誤を繰り返しつつ、農業支援サービスの提供や共同利用施設の効率的な事業を展開されてきた農協との直接的な意見交換を通じて知り得た情報や、当該農協から他の農協への助言などを抽出・整理しております。

現在、農業支援サービスの提供や共同利用施設の広域的運営に取り組まれている農協や、これから取り込むことを計画されている農協におかれましては、本報告書を今後の検討の一助としていただければ幸いです。

# Ⅱ 検討の背景

## 1. 我が国農業をめぐる情勢

(1) 産地を維持・振興していく上で、担い手などの農業経営を支援する農業支援サービス事業者の存在が重要視されており、令和6年に改正された食料・農業・農村基本法においても、農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進が新たに位置づけられたところ。

### (参考) 食料・農業・農村基本法 (令和6年6月14日改正)

(農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進)

第三十七条 国は、農業者の経営の発展及び農業の生産性の向上に資するため、農作業の受託、農業機械の貸渡し、農作業を行う人材の派遣、農業経営に係る情報の分析及び助言その他の農業経営の支援を行う事業者の事業活動の促進に必要な施策を講ずるものとする。

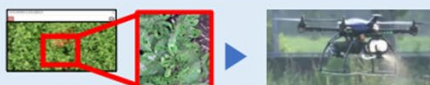
(2) また、近年、ドローンやIoT等の最新技術を活用した農薬散布の代行、スマート農業機械のレンタル・シェアリング、農業関連のデータ分析に基づく解決策の提案等のスマート農業を支える農業支援サービスの取組が生産現場で広がっている。

### (参考) 主な農業支援サービス

農業支援サービスとは、農業者等に対して提供される農業に係るサービス（農産物の加工流通・販売に係るサービスを除く）であり、主に以下のようなタイプに分類。

作業サポート型			判断サポート型
○専門作業受注型	○機械設備供給型	○人材供給型	○データ分析型
<p>播種や防除、収穫などの農作業を受託し、農業者の作業の負担を軽減するサービスです。</p> <p>(株)NINJA LINKSS</p>  <p>ドローンを活用した農薬散布作業を代行</p> <p>(株)ミズホ商会</p> <p>水稲や畑作物における、土づくり、播種から収穫までの各種作業を代行。スマート農機で高効率作業に特化。</p> 	<p>機械・機具のリース・レンタル、シェアリングにより、農業者の導入コスト低減を図るサービスです。</p> <p>inaho(株)</p>  <p>自社で開発した自動収穫ロボットのレンタルサービス</p> <p>(株)サングリン太陽園</p> <p>ラジヘリ等を活用した防除作業受託のほか、ドローンを共同で利用する農業者向けのシェアリングサービスを提供</p> 	<p>作業者を必要とする農業現場のために、人材派遣等を行うサービスです。</p>  <p>YUJIME(株)</p> <p>各地の繁忙期に着目して社員を専門的に育成・派遣</p> <p>アグリトリオ(株)</p> <p>労働力を要する農業者と適した作業者のマッチングが可能な農業用求人システムを開発</p> 	<p>農業関連データを分析して解決策を提案するサービスです。</p>  <p>テラスマイル(株)</p> <p>生産や市況などのデータを分析し、最適な出荷時期などの提案により農業経営をサポート</p> <p>株式会社はれると</p> <p>施設園芸における生産性カイゼンに向けた労務管理システム「agri-board」を開発・提供</p> 

### 複合サポート型 (上記4種類の複合型)



(株)オプティム

センシングに基づく農薬ピンポイント散布等の栽培管理ソリューションを無償で農家が活用。オプティム社が、生産物を農家から買取り、販売



## Ⅱ 検討の背景

### (参考) 農協事業と農業支援サービス



(3) さらに、農協は、メンバーシップ組織であり、農家組合員との関係性が密接であるという特徴がある。

このため、農協が農業支援サービスを提供するに当たっては、単に農作業を受委託するという関係にとどまらず、農協と現場の農業者である組合員が一緒になって、産地の将来像を共有しながら、どのようなサービスが必要か、サービスを持続的に行うために何が必要か等について検討していくことが重要である。

#### 《農協ならではの強み(例)》

- ・産地の将来像の合意形成や現場ニーズの汲み取りに当たって、現場の農業者である組合員との丁寧な対話、総会での意思決定等の仕組みが整っていること
- ・地域内での作期分散など、サービス事業が持続可能な仕組みとなるよう、農業者と調整できる関係にあること
- ・共同利用施設や農機の所有、日常的な営農指導、肥料・農薬の購買ルートなど、地域農業の課題解決のためのアセットを豊富に有していること 等

(4) また、農協が、農業支援サービスや共同利用施設の運営に取り組むに当たっては、組合員のニーズに応えることに加え、農協の収支を安定させ、持続的に事業運営を行っていくことの検討も必要不可欠である。

(5) 上記のような情勢の変化や考え方を背景に、今般、農協による農業支援サービスの取組や複数農協による共同利用施設の有効活用について、検討会でのヒアリングや意見交換等を行い、次のような共通課題が整理された。

## Ⅱ 検討の背景

### 《農業支援サービス関係の共通課題》

項目	概要
①方針の決定	将来も見据えた事業ニーズに見合った形でサービス提供や農業機械の導入を行うには、将来的な産地の姿などを明確にする必要。
②周年での事業量の確保（事業量の不足）	農繁期のみならず、年間を通して事業量を確保する必要。
③収益の確保（事業単体での黒字化が課題）	受託料が低廉であることに加え、農業機械の導入コストが負担となる中、持続的な事業運営のために、農業支援サービスの収益性を高める必要。
④作業員不足	持続的な実施のために、作業員を確保する必要。

### 《共同利用施設の運営関係の共通課題》

項目	概要
①施設の再編・活用方針の決定	それぞれの農協における産地づくりの方針や施設の状況、生産者の意向等を踏まえ、共同利用施設の再編・活用の方針を選択する必要。
②組合間の合意形成	合意形成のために、話し合いの場の設定等を行う必要。
③施設の利用に関するルール等の洗い出し	施設の利用に関するルールを洗い出す必要。
④持続的な利用の確保	他の組合員の利用も含めて、持続的な利用の確保に向けた工夫が必要。
⑤員外利用の確認	他の組合の組合員も利用するので、員外利用の取扱いについて確認する必要。

# Ⅲ 農協が農業支援サービス事業を行う場合の課題と対応事例

## 1 方針の決定

② 真に必要な農業支援サービスを行うにはどのように検討を進めればよいか。

💡 地域の話し合いを重ね目指すべき産地の将来像を明確にし、それに必要なサービスを検討する

### 対応策の詳細

地域の現状・課題や産地の将来像を勘案して、どのようなサービスを提供することが適切かを、丁寧に検討する必要。

その際、

- 1) 地域の話し合い、地域計画の策定・更新等を通じて、産地の将来像や組合員のニーズを把握し、
- 2) 農業支援サービスの実施に当たって何を優先事項や目的（産地基盤・ブランド維持、規模拡大支援、新規就農支援、高齢農家の作業負担軽減による営農継続等）とするか、
- 3) そのためには、どのようなサービスを提供する必要があるかの順で検討。

#### ① 新たな農産物による産地形成を目的とした支援

事例編①

新たな農産物の産地形成を目指すに当たり、組合員が新しい農業機械の導入等に係る追加投資や業務量の増加等を回避するためのサービスを提供

#### ② 産地の維持・拡大や農地の維持を目的とした支援

事例編②③

生産者が地域の特産品の生産活動に専念できる環境づくりや担い手の規模拡大等を目的とした作業負担軽減のためのサービスを提供したり、高齢農家の営農継続のサポート、耕作放棄地の解消等を目的とした農業機械一式を新たに揃えなくてもほ場を維持できるサービスを提供

## 2 周年での事業量の確保（事業量の不足）

① ？ いかにより周年で**安定的に事業量を確保**するか。

💡 農閑期の農業以外の事業実施、複数の作目や作業を対象とし、時期を分散させることにより周年での事業量を確保

### 対応策の詳細

年間を通して事業量を確保するために、当初の目的を損なわない範囲内で、農閑期の事業実施などを行うことで、周年での事業量を確保。

#### ① 農閑期に農業以外の事業を実施 事例編②③

冬期間等の農閑期に、除雪作業、ドローン操縦講習の開催、食品加工、農協からの施設管理業務の受託等の事業を行い、事業量及び収入を確保

#### ② 自ら農業経営を実施 事例編①②③

農作業受託用の作業機械やオペレーターを有効活用し、自ら農業経営を実施

※ なお、組合員等からの農作業受託のピークと重ならないよう、作目の選択等を工夫することも有効

#### ③ 多くの作目や作業を、時期を分散して受託 事例編②③

播種時期や収穫時期などが異なる作物や、冬期耕起、堆肥散布、あぜ塗などを組み合わせて受託

※ 農業機械を多く揃えて様々な種類の作業を受託するよりも、汎用性のある機械を限られた台数で、効率よく稼働させることも有効  
土壌病害虫の発生地域では、土壌の出入りが発生する恐れがあるため、農業機械の徹底洗浄等が必要

### Ⅲ 農協が農業支援サービス事業を行う場合の課題と対応事例

#### (参考) 事業の多角化と法人形態

農協が農業支援サービスに取り組むに当たり、農協自身が自らの事業として行うことも、出資型法人（子会社等）の形で行うことも可能。それぞれの形態に応じて、留意点やメリットがあるため、サービスの内容や雇用状況等に合わせ適切な実施形態を検討する必要。

#### 「農協本体」による事業運営

農協自らの事業として行う場合は、行える事業が農協法に規定されている事業に限られるとともに、員外利用規制の適用があることについて留意が必要。

反面、新たな組織を立ち上げる必要がないこと、農協が保有する農機や職員等のアセットをそのまま活用できること、各事業間の連携が容易であることなどのメリットがある。

#### 「農協出資型法人」による事業運営

子会社等の新規立ち上げや社員の新規確保等が必要。

一方で、事業内容や事業の利用者について、農協の事業を補完する範囲内かつ定款の範囲内であれば、柔軟に行うことが可能。また、従業員の就労条件（勤務時間、休暇、給与等）について、繁忙期の早朝勤務や土日勤務等、より農作業に適した勤務体系とすることが可能。

#### ○ 農協本体と農協出資型法人における事業運営の比較

	農協本体	農協出資型法人 (子会社・子法人・関連法人等)
行える事業	農協法に定められた事業のみ	農協の事業の補完等として、組合が行うことができる法令で定められている事業の範囲内であって、かつ、当該組合の定款で定められている目的に照らして適切なもの
事業の利用者	組合員が基本 (員外利用制限あり)	組合員利用が主であることが望ましい (定量的な員外利用制限の規定なし)
メリット	<ul style="list-style-type: none"><li>・農協のアセットを活用可能</li><li>・新組織の立ち上げ不要</li><li>・各事業間の連携が円滑</li><li>・生産部会等で組合員のニーズを丁寧に把握することが可能</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・農協の事業を補完する範囲であれば、事業は柔軟に行える</li><li>・定量的な員外利用の制限はない</li><li>・農作業に適した勤務体系が可能</li></ul>

# Ⅲ 農協が農業支援サービス事業を行う場合の課題と対応事例

## 3 収益の確保（事業単体での黒字化が課題）

❓ どのように収益性を確保すれば良いか。

以下の対応策が考えられる（これらの複数組み合わせも有効）



- ① 明確な受託基準や適正な受託料金の設定
- ② 農業支援サービス事業と加工・販売事業等との連携により関連事業全体で黒字化
- ③ 事業の多角化により総合的に黒字化
- ④ 機械導入等に対する補助金の活用

### 対応策の詳細

持続的な事業運営に資するため、組合員の理解を得ながら受託基準や受託料を設定するほか、必要に応じ経済事業全体での収益化を図ることも検討。

#### ① 明確な受託基準や適正な受託料金の設定

事例編①②

・「〇km圏内、〇分圏内、最低面積〇a以上※、農機の搬入路の有無等をオペレーターの立場で設定」する等の明確な受託基準を設定

（※小規模ほ場であっても、周辺の複数ほ場と一体的に作業することで効率化が可能な場合は、受託するなどの柔軟性を設ける工夫も）

・機械の減価償却費、人件費等のコスト、売上目標、受託見込みの作業面積等を考慮して、適正な受託料金を設定

「農業支援サービスにおける標準ガイドライン、2026年3月 農林水産省」P42～45参照  
[https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service\\_hiyoujun.html](https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/service_hiyoujun.html)

#### ② 関連事業全体で黒字化

事例編①

農業支援サービス事業と農産物の加工・販売事業等を併せて行うことにより、関連事業全体で収益を確保。その際、作業料金はできる限り安く設定するよう努力し、農産物の加工・販売事業のための原料野菜等を確保する事例も見られる

#### ③ 事業多角化

事例編①②③

農作業受託以外に、育苗センター・ライスセンター等の施設管理・運営や農業経営も併せて行い、会社全体で黒字化

#### ④ 機械導入等に対する補助金の活用

事例編①②③

補助金を活用し、機械導入等のコストを低減

（備考）補助金の例

・スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業（令和8年度当初予算）  
・スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策（令和7年度補正予算）  
→ サービス事業の立上げや事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良、サービスの提供に必要なスマート農業機械等の導入、サービス事業者の事業性向上に資する流通販売体系の転換等に必要な施設整備等を一体的に支援（補助率：1/2以内、補助対象：民間団体等）

## 4 作業員不足

① 農繁期を中心に、**作業員不足をどのように解決**するか。

以下の対応策が考えられる（これらの複数組み合わせも有効）



- ① 地域の遊休労働力や外国人作業員等の活用
- ② 作業員のマルチスキル化
- ③ 省力化技術の導入
- ④ 業務量の平準化に向けた調整
- ⑤ 作業の再委託（生産者を巻き込んだ受託の拡大）

### 対応策の詳細

単なる人員獲得に留まらない、多様な人材の確保・育成や業務の見直しなどの工夫により作業員不足に対応。

#### ① 地域の遊休労働力や外国人作業員等の活用

事例編①②③

- ・兼業農家等に声をかけ、地域限定オペレーターとして育成・雇用。外国人作業員を複数作業・箇所に対応可能なオペレーターとして育成・活用
- ・民間事業者が行っている広域での人材派遣サービスを活用すること等により、農繁期の終わった産地から作業員を順次確保

#### ② マルチスキル化

事例編①②

複数の作業や機械操作にも対応できる職員を育成し、オペレーター確保

#### ③ 省力化技術の導入

事例編①②③

ドローン等のスマート農機導入、収穫機械の改良等による省力化

（例：防除時間の短縮、3名必要だった収穫作業を機械改良により2名対応等）

#### ④ 業務量の平準化

事例編①

フィールドコーディネーターの配置や農作物の収穫時期等の予測システム導入により生育を管理（スケジュール調整）し、作業員を効率的に配置

#### ⑤ 作業の再委託（生産者等を巻き込んだ受託の拡大）

事例編①②③

作業の一部を地域の農地所有者、集落営農組織、作業受託組織、外部企業等に再委託するほか、遠方からの作業受託の依頼については、委託者（生産者）に対しても、機械の借用（機械移動負担の軽減）やオペレーターとしての参加等の協力を提案

# IV 複数農協で 共同利用施設を再編・活用する場合の課題と対応事例

## 1 施設の再編・活用方針の決定



施設の再編・活用方針はどのように決定すれば良いか。  
また、共同利用施設の活用方策としてどのようなものがあるか。



- ① 課題や現状の把握、目指す姿の確認
- ② 施設再編・活用の具体的内容の検討
- ③ ①、②を踏まえ、取りうる選択肢を検討の観点で検討を進めることが一案

### 対応策の詳細

課題や現状の把握、目指す姿の確認を行った上で、課題解決に向けた施設の再編・活用の方針を検討。

#### ① 課題や現状の把握、目指す姿の確認

施設の状況、後継者の有無、5～10年後の経営規模、出荷量などについての利用者アンケートや地域計画等から、課題や現状を正確に把握し、それらを踏まえ、中長期の目指す姿を確認

#### ② 施設再編・活用の具体的内容を検討

継続使用した場合と農協単独更新の場合の投資額、単位当たりコスト、生産者負担額、将来リスク（調達不可能な交換部品の発生等）、機能の拡充又は絞り込みの可能性等をそれぞれ具体的に検討・試算

試算の結果、組合員負担が大幅に増加等が明らかとなった場合、近隣の農業法人や農協と連携し、施設の作業受委託等による効率的・広域的利用についての検討・試算を進める

#### ③ ①、②を踏まえ、取りうる選択肢を検討

課題や現状の把握、施設再編・活用の検討等を踏まえた選択肢としては、担い手への貸付け等による余剰施設の有効活用、複数農協での施設の集約・再編、複数農協での既存施設の相互利用が考えられる

なお、課題や現状の把握、施設再編・活用の検討等に当たり、ノウハウを持つ全農が行っている農業施設総合コンサル等を活用することも有効

# IV 複数農協で 共同利用施設を再編・活用する場合の課題と対応事例

## 2 組合間の合意形成

❓ 複数組合間において、共同利用施設を再編・活用する場合、ルールや条件等の基本的な合意形成まで、**どのようなプロセス**を経ればいいのか。

💡 初期段階：現場の課題を踏まえ、**組合間**（役職員間）で**共通認識**を醸成  
第2段階：**担当者間**で本格検討、**組合間合意**を積み重ね  
第3段階：**組合員の合意形成**後、関係する組合長連名による**合意書作成**の順で進めることが一案

### 対応策の詳細

#### ① 初期段階

- 1) 現場の課題を踏まえ、各農協にて施設再編・活用を検討、単独改修が困難と判断した場合、広域利用による農協間連携について、選択肢として農協内部で検討
- 2) 連合会の会合や県主催協議会等、近隣農協との交流の場を活用し、共通の課題があることを、複数の農協間で共有
- 3) 2)の結果を、役員から担当職員に情報共有するとともに、農協間連携に向けた調整を指示  
役員等は、近隣農協への個別訪問等の様々な機会を活用して、産地の課題や将来像、解決策についての共通認識を醸成

#### ② 第2段階

事業実施主体となる農協のリーダーシップの下、各農協担当者間で本格検討を積み重ね、県等関係機関とも協議

（参考）円滑に検討を進めるための例

事例編④⑤

- ・ 事前に、ハード事業に関わる部分等の検討や意思決定を事業実施主体となる農協に一任することを合意取付（組合長連名による共同利用に関する合意書等）
- ・ 普段から産地の課題や農協間連携について話をする場（連合会や県主導で設置された会議体）を設置
- ・ 普段から農協間の連携関係を構築 等

#### ③ 第3段階

- 1) 各農協は、組合員に、単独改修や連携による施設統合のメリット・デメリット等を説明（第2段階と併行でも可）。懸念点を解消し、同意を得た上で、基本的事項を決定
- 2) 関係組合長連名による合意書（基本的事項が記載）を作成・確認

## IV 複数農協で 共同利用施設を再編・活用する場合の課題と対応事例

### 3 施設の利用に関するルール等の洗い出し

❓ 施設の利用に関するルール等の検討事項は何か、どのように決めるのか。

💡 産地目標、経費負担、一次集荷場からの横持運賃、集荷方法、ブランド統一、施設の運営方法等を検討する必要

#### 対応策の詳細

産地の目標のような大きな絵姿とそれを実現するための施設の運営方針、更には経費負担をはじめとする利用ルール等、検討事項は多岐にわたる。検討に当たっては、各農協が参画する協議会で行うほか、県域レベルの連合会の参画なども重要。

#### ① 主な検討事項（一例）

##### 【産地の育成方針】

- ・組織体制（共同利用施設の運営に関する決定機関など）
- ・産地ブランド名称（統一産地ブランド、差別化ブランドなど）
- ・品質管理基準、数量計画、品種構成、出荷・稼働の時期 等

##### 【農協の経営、施設の運営方針】

- ・施設の所有権、共同利用施設の残存施設償却費の取扱
- ・販売手数料、販売代金支払方法
- ・通常の保守・管理のコスト負担、大規模な保守修繕等の設備投資負担
- ・施設に係る人員確保（要請があれば各農協から派遣） 等

##### 【利用ルール】

- ・一次集荷場からの横持運賃と幹線輸送の効率化
- ・農産物の搬入が集中する時期の持ち込みルール
- ・集荷コンテナ及びパレットの対応 等

#### ② 検討手法（一例）

- ・関係する農協が共同事務局となり、各農協の営農担当常務を構成員とする協議会を立ち上げ
- ・協議体の平等性等を保つため、県経済連（取りまとめ役）も参画
- ・協議会の下に、担当部課長レベルや実務担当レベルで構成される幹事会や事務局会議を設置（実施主体となる組合職員が原案作成等においてリーダーシップを発揮） 等

## IV 複数農協で 共同利用施設を再編・活用する場合の課題と対応事例

### 4 持続的な利用の確保



複数農協で再編整備した共同利用施設を、組合員に**持続的に利用してもら**うためには、どのような工夫が有り得るのか。



- ① 組合員の**メリット向上**
- ② **出荷規格やブランドの統一**
- ③ 各農協組合員の参画による**運営委員会の設置**（施設運営の基本的事項を協議）
- ④ 担い手ニーズへの対応等がある

#### 対応策の詳細

##### ① 組合員のメリット向上

事例編④

近くにあった共同利用施設がなくなることや、慣れ親しんだ産地ブランドが変わる不安等を解消するため、それを上回るメリットをわかりやすく説明（個選の作業量減少、歩留まり向上、品質向上、利用料の引き上げ抑制等）

##### ② 出荷規格やブランドの統一

事例編④

- ・ 出荷規格統一：段ボールの種類の削減、標準パレットの使用等による流通コスト削減
- ・ ブランド統一：農協毎の販路を共有、ロット拡大による有利販売

##### ③ 運営委員会の設置

事例編④⑤

各農協の組合員が主体的に施設運営に参画できるよう、各農協の生産者代表数名と事務局で構成される運営委員会を設置

施設の利用料金などの運営方法、出荷計画、代金清算、通常の維持管理を超える設備投資に関すること等について、組合員自らの問題として協議・決定し、計画的な運営を行う

##### ④ 担い手ニーズへの対応

今後地域の中核となる担い手（組合員）のニーズにも応えていくことにより、持続的な施設利用を確保

## IV 複数農協で 共同利用施設を再編・活用する場合の課題と対応事例

### 5 員外利用の確認



他の組合の組合員の利用に係る**員外利用の取扱い**について、どのような留意が必要か。



**員外利用は、組合員の事業の利用分量の5分の1までだが、生産物を取り扱う共同利用施設であれば、統一的な販売戦略や利用ルールを前提に、他の農協の組合員も利用可能**

#### 対応策の詳細

農協の施設はその組合員に利用させるのが原則であり、共同利用施設であれば、他の組合の組合員の利用は員外利用に該当するため、組合員の事業の利用分量の5分の1まで（農協法第10条第17項）。利用分量の計算は、単一の施設の利用分量のみではなく、事業の単位ごとに行うことが基本。

一方、農協法第10条第21項では、「組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、組合員の生産する物資の販売の促進を図るため組合員の生産する物資と併せて販売を行うことが適当であると認められる物資を生産する他の組合の組合員その他の農林水産省令で定める基準に適合する者に第1項第8号の規定による施設を利用させることができる」とこととされている。

これは、組合が安定的に農産物を提供するために、他の組合と協力して、他の組合の農産物も合わせて販売する場合などは、組合の販売力を強化するもので、組合員にとってもメリットになるため、員外利用量の制限の対象外（＝利用分量に係る数値基準がなくなる）としているものである。

よって、共同利用施設を他の組合の組合員に利用させるに当たっては、

- ① 員外利用をする者が、産地統一ブランドなどの「組合員の生産する物資の販売の促進を図るため組合員の生産する物資と併せて販売を行うことが適当であると認められる物資」を生産する他の農業協同組合又は農業協同組合連合会の組合員であること
- ② 員外利用をする施設が、選果場等の「組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売」の施設であること

等に該当するかどうかにも留意して、施設の再編・活用方針を検討することが重要。

## IV 複数農協で 共同利用施設を再編・活用する場合の課題と対応事例

### (参考) 農協法条文

#### ○ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）（抜粋） （事業）

第十条 組合は、次の事業の全部又は一部を行うことができる。

一～四 （略）

五 組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設（医療又は老人の福祉に関するものを除く。）の設置

八 組合員の生産する物資の運搬、加工、保管又は販売

九～十五 （略）

②～⑯ （略）

⑰ 組合は、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその施設（第六項第三号及び第四号並びに第七項第五号及び第六号の規定による施設並びに第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が第二十三項各号に掲げる事業を行う場合における当該各号の規定による施設にあつては、主務省令で定めるものに限る。）を利用させることができる。ただし、第六項第二号から第十七号まで、第七項、第八項及び第二十四項の規定による施設並びに第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会が第二十三項各号に掲げる事業を行う場合における当該各号の規定による施設に係る場合を除き、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分量の額（第一項第二号及び第六項第一号の事業を併せ行う場合には、これらの事業の利用分量の額の合計額。以下この条において同じ。）は、当該事業年度における組合員の事業の利用分量の額の五分之一（政令で定める事業については、政令で定める割合）を超えてはならない。

⑰～⑳ （略）

㉑ 組合は、第十七項の規定にかかわらず、組合員のためにする事業の遂行を妨げない限度において、定款の定めるところにより、組合員の生産する物資の販売の促進を図るため組合員の生産する物資と併せて販売を行うことが適当であると認められる物資を生産する他の組合の組合員その他の農林水産省令で定める基準に適合する者に第一項第八号の規定による施設を利用させることができる。

㉒～㉕ （略）

#### ○ 農業協同組合法施行規則（平成17年農林水産省令第27号）（抜粋） （員外利用が認められる者の基準）

第三条 法第十条第二十一項の農林水産省令で定める基準は、次のいずれかに該当することとする。

一 組合員の生産する物資の販売の促進を図るため組合員の生産する物資と併せて販売を行うことが適当であると認められる物資を生産する他の農業協同組合又は農業協同組合連合会（以下「組合」という。）の組合員であること。

二 組合と組合の行う販売に係る物資の共同開発を行う者であること

# V 事例編

## 農業支援サービス関係

- |     |                   |    |
|-----|-------------------|----|
| 事例① | (株) ジェイエイフーズみやざき  | 19 |
| 事例② | (株) JA常陸アグリサポート   | 23 |
| 事例③ | (株) 土佐くろしお村 村営みのり | 27 |

## 共同利用施設の複数農協利用関係

- |     |              |    |
|-----|--------------|----|
| 事例④ | JAしみず、他2JA   | 31 |
| 事例⑤ | JAレーク伊吹、他1JA | 37 |

## 参考情報

- |   |    |
|---|----|
| 有機農業における農業支援サービスや共同利用の事例<br>【JAたじま、JAはくい、JA越前たけふ、JAしまね】 | 42 |
|---|----|

## 1 法人概略

### 法人概要

資本金	100,000千円 (JAみやざき (旧JA宮崎経済連) 98.7%、その他1.3%)
設立	平成22年4月 (自社冷凍製造ライン稼働平成23年8月)
役員	5名 (うち常勤2名)
従業員	約110名 (うち外国人約20名、うち農場勤務8名 (外国人5名) )
売上高	約1,500百万円 (令和6年度)
事業内容	農作業受託 (110ha)、自社農場運営 (20~25ha)、冷凍野菜の製造販売
保有農機	葉物収穫機2台、トラクター (60馬力1台、21馬力1台)、 中耕機1台、ブームスプレーヤー1台、散布用ドローン2台 等

### 設立の経緯

- 「露地野菜の産地づくり」と「冷凍加工」を組み合わせた会社を設立
- これまでハウレンソウを栽培していなかったエリアに、先に工場を建設し、その後、周辺20km圏内にハウレンソウの産地を形成
- 大型機械を使った収穫作業はジェイエイフーズみやざき※が請け負い、播種・防除・中耕除草等の作業は地域のJA出資法人が請け負う

※ 会社設立時、ジェイエイフーズみやざきは収穫機能を持たず、各地域のJA出資法人等に作業を再委託していたが、人手不足等から他のJA出資法人がサービスから撤退したため、それを当社の農場部門で補うかたちで内製化

### 農業支援サービスの概要

- 収穫作業は、**全量、自社で受託後、一部をJA出資法人へ再委託**  
(現在は、自社で全体の5~6割を収穫)
- 播種、防除、中耕除草の各作業は、**生産者から地域のJA出資法人へ直接委託**  
(生産者の約7割が利用)
- 経営規模の大小に関わらず、**全契約農家分の収穫作業を実施**  
(生産者約50名、110ha、最小請負面積20a)



## 2 課題と対応策



### 課題① 方針の決定



#### 作物ニーズ・土地利用ニーズへの対応

- 残留農薬問題等による国産志向の高まりやたばこ廃作、口蹄疫からの復興（飼料の作付けも減少）のため、**露地野菜を振興**  
⇒『**露地野菜の産地作り**』と『**冷凍加工**』を組み合わせたモデル  
**先に工場を作り、周囲に機械収穫のホウレンソウの産地を形成**
- 他の作物をメインで栽培する組合員にも、ほ場を有効活用するため（遊休地の活用や水田の裏作など）、**ホウレンソウ栽培のニーズが存在**
- 加工工場から20km圏内にホウレンソウの産地を形成するため、組合員に**栽培の意思があれば、専用の機械を新たに導入しなくても栽培できるように、農業支援サービスを提供**（機械収穫受託による作業負担軽減等）
- 栽培開始前、収穫前、収穫終了後に、各地区毎に**生産者を含む関係者の意見交換**を実施。課題や要望等を共有、経営に反映
- **工場の受入能力に合わせて収穫量を平準化**させるため、**フィールドコーディネーター\***がほ場を巡回し、**工程管理**することで、生育や工場の稼働状況を考慮した効率的な生産が可能に

※ ほ場別育成シミュレーション、後作などの生産者の個別要望も聞きながら、7日～10日毎のほ場巡回により、タイムリーな作業指示、スケジュール調整等を実施、生産者と信頼関係を構築





## 課題② 周年での事業量の確保 (事業量の不足)



### 時期の分散、経営多角化

- フィールドコーディネーターが工程管理。播種時期や収穫時期を分散させ、年間を通じた作業量と原料の確保が可能に
- 原料となるハウレンソウの年間必要量を確保するため、ジェイエイフーズみやざきでもハウレンソウ栽培を実施 (約25ha) 高齢化等に伴う契約栽培面積の減少を補う



## 課題③ 収益の確保 (事業単体での黒字化が課題)



### 加工・販売事業との連携

- 農作業受託や農業経営により生産したハウレンソウを、自社保有する工場に集荷、冷凍加工し販売
- 農作業委託を含む農場部門だけでは赤字だが、冷凍野菜事業を含めた会社全体の収支は黒字 (令和6年度)
- 農業経営などは、効率が悪く採算がとれない場合もあるが、原料ハウレンソウの生産・集荷量の維持のためには必要  
これらの事業を通じた産地支援が、結果的に冷凍加工工場の安定稼働に繋がるなど、加工・販売事業の収益にも寄与



### 明確な受託基準の設定

- 鮮度保持のため、半径20km圏内、最低面積20a以上が原則 (遠方や20aのほ場が1枚のみ等の条件では作業を断る場合あり)

※ ただし、求めがあれば、生産者と協力する形での作業受託を検討  
例：遠方から相談を受けた際、「生産者にローダーを貸してもらい (移動コスト等が逡減)」、「オペレーターとして参加してもらい」等、生産者と協力して行う作業を提案 (自社は「機械移動の負担軽減、作業員の削減」、生産者は「希望ほ場で栽培ができる」など、互いにメリット)



## 課題④ 作業員不足



### 外国人従業員の活用、社員のマルチスキル化

- 外国人従業員**に機械の仕組みを丁寧に指導することで、オペレーターとして育成。安定して農作業受託事業を行うために、なくてはならない貴重な戦力に
- 職員のマルチスキル化**によりオペレータを複数育成・確保。複数箇所での作業や欠員時の代替人材としても活躍



### 農機の改良、スマート農機導入等

- 機械導入による省人化**  
(収穫・積込に従来3名必要だったが、機械の改良で2名に省人化)
- 中古機械の再利用により、コスト低減**を実現
- ドローン防除の体制整備及び省人化技術の導入** (予定)



## その他 今後の展望、他農協への助言等



### 今後の展望

- ホウレンソウ以外の作物の新規の受託作業は、自社農場の作業と重複しない範囲内で、拡大できないか慎重に検討  
(規模は小さいが、甘藷や大根の防除等の取組を拡大中)
- 自社農場経営**について、担い手の減少等による契約面積の動向によっては、**規模拡大の可能性**あり  
※そのための人員確保や機械等の体制整備には課題あり



### 他農協への助言

- 新たな農業支援サービスを始める場合や追加する場合には、農家からの**作業委託需要や組織内のリソース(人、農業機械)等を勘案**しつつ、慎重に検討する必要
- 作業受託の仕組みを、現状に応じて、**常にブラッシュアップ**が必要

## 1 法人概略

### 法人概要

資本金	99,700千円 (JA 99,000千円、常勤取締役700千円)
設立	平成14年7月 ((有)みどりサポート)、16年2月 ((有)みずほ農援)
役員	12名 (うち業務執行取締役5名)
従業員	52名 (うち社員 13名、臨時社員 21名、パート社員 15名、JA出向職員3名)
売上高	710 百万円 (うち受託作業 491 百万円、農産物売上 220 百万円) (令和7年度)
事業内容	農作業受託 (909ha、5市1町)、自社農場運営 (266ha)、 育苗センター、ライスセンター、種子センター、荒茶加工所 等
保有農機	トラクター(100馬力1台、60~70馬力6台、40~50馬力10台、20~30馬力8台)、 田植機(8条4台、6条6台、5条1台)、コンバイン(5条3台、4条16台、3条2台)、 汎用コンバイン9台、マニュアルプレッター3台、ドローン1台 等 ※うち約1/3はリース

### 設立の経緯

- JA常陸発足前の旧2JAにおいて、**昭和50年頃より農協の営農部門で育苗や米麦の乾燥調製等を開始**、平成14年 ((有)みどりサポート) 及び同16年 ((有)みずほ農援) に子会社化
- JA常陸発足に伴い、平成28年、「(有)みどりサポート」を「(株)JA常陸アグリサポート」に商号変更、同社 (存続子会社) と「(有)みずほ農援」が合併、現在、5市1町にてサービス提供

### 農業支援サービスの概要

- **農作業の受託 (請負) 作業が主な事業**
- 機械作業：耕起(158ha)、代かき(122ha)、田植え(81ha)、稲刈取(351ha)、  
麦播種(5ha)、麦そば刈取(122ha)、そば・大豆・麦類乾燥(265t)、  
デント収穫(19ha)、堆肥散布(50ha)、あぜ塗(54km) 等
- 施設作業：育苗センター(24.9万枚)、ライスセンター(5540t)、  
種子センター(246t)、お茶加工(12t)



## 2 課題と対応策



### 課題① 方針の決定



#### 組合員の効率化ニーズへの対応

- 「地域と共に明日の農業を担う」を目的として、経営規模の大小、専業・兼業問わず、それぞれの**農業経営の状況に合わせて必要とされる作業を支援**  
(例：大規模農家が更に規模拡大する際に育苗を受託、高齢農業経営者の農作業が間に合わない際に農作業の一部を受託)
- 農業機械を多く揃えるよりも、**限られた台数の機械をより少ない人数で稼働させられないか皆で検討**
- 小さい農業機械の導入は慎重に行う** (狭いほ場で作業できるものの、作業効率が悪く事業として継続が難しいため)



### 課題② 周年での受託事業量の確保 (事業量の不足)



#### 農業経営への参画、農協からの受託

- 通年雇用を実現するため、作業受託に加え、**農業経営を組込み、年間を通じて事業量を確保**
  - ※ なお、自社の農業経営の作業よりも、組合員からの受託作業を優先させるため、代かき、田植え、刈取作業などは、組合員よりも一足遅く着手して、作業時期をずらす等の工夫をしている
- 農協から、育苗センター、ライスセンターなどの**施設作業を受託**



### 課題③ 収益の確保 (事業単体での黒字化が課題)

#### 経営多角化により総合的に黒字化

- 農作業の受託以外に、**育苗センター及びライスセンターの運営や荒茶加工の作業等を農協から受託**。また、**農業経営**で収穫した米、麦、そば、甘藷、ねぎ、露地野菜を販売

※ なお、農作業受託事業の収支はプラス・マイナス均衡。経営全体での黒字化を目指しているが、農協子会社という立場上、組合員等への作業料金はできる限り安く設定するよう努力

#### 明確な受託基準や適正な受託料金の設定

- **農業機械が沈む、機械を持ち込むための作業道がない**等の基準により、引き受ける案件を**線引き**
- 多少遠いほ場や条件の悪いほ場の場合、**各支所から30分~40分圏内、大型農業機械を持ち込める環境**であることを条件に相談に応じている (オペレーターとも相談)
- 周辺地域の農作業受託の相場等を調べるとともに、農協の理事の了解を得るなどの検討プロセスを経て、持続可能な適正料金を設定



### 課題④ 作業員不足

#### 作業員のマルチスキル化

- **職員のマルチスキル化**によるオペレータ等の確保 (施設作業や機械操作に対応)

#### 外部組織への作業委託

- **地域の農業者が当社オペレーター (季節雇用者)** となり作業を実施

#### その他の工夫

- **ほ場管理システムを導入**し、受託作業・農業経営の進捗を把握、必要となる作業員の効率的配置



## その他 今後の展望、他農協への助言等

### 今後の展望

- ここ数年、**大規模農家**も高齡化し、農作業を引き受ける余地がなくなっているため、JA常陸アグリサポートに農作業の一部又は全部を委託したい旨の問い合わせが増加。条件の悪いほ場の場合は引き受けないケースも
- **基盤整備を行っていない条件の悪いほ場**は、**近隣のほ場とまとめた上で委託してもらうことが**、JA常陸アグリサポートの経営継続のためには必要であると考えており、そのためにも**地域の話し合いや地域計画の見直しが必要**
- 農作業受託事業を通じて農業を学んだ社員が、地元の**新規就農につながるよう対応** (県外出身の若手社員が、地元の農業者に受け入れられ市内に就農した実績あり)

### 他農協への助言

- 普段から**担い手農業者等との意見交換を密に** (オペレーター不足時の対応、社員が新規就農する際の受皿等となる可能性も)
- 農業機械等の適切な管理 (買わずに長く使うためには、メンテナンスが必須)

## 1 法人概略

### 法人概要

資本金	9,000千円 (JA100%出資)
設立	平成27年4月
役員	6名 (うちJA出向職員2名、常勤2名)
従業員	6名 (うち常勤取締役2名、嘱託職員2名(JA出向職員)、臨時・パート2名)
売上高	42.8百万円(うち受託作業 8.2 百万円、農産物売上 24.2 百万円)(令和6年度)
事業内容	農作業受託 (稲作、耕起・代かき・田植・防除・収穫37ha、1市2町)、 自社農場運営(21ha)、育苗センター、ライスセンター、 コイン精米に係る施設管理 等
保有農機	トラクター(45ps、38ps、37ps、31ps、28ps、15ps)、 田植機(6条3台、5条2台)、コンバイン(4条5台、2条1台)、 動力噴霧器1台、散布用ドローン1台 等 ※うち2割はリース

### 設立の経緯

- 深刻化する**耕作放棄地の解消**や、ミヨウガ等の**施設園芸に専念できる産地づくり**を目的として設立
- 水稲関連事業に特化**、作業受託・飼料用米生産(5ha)、育苗、ライスセンター、コイン精米事業を開始
- 現在、1市2町(須崎市、中土佐町、都野町)にてサービス提供  
※ 会社設立時、当社は収穫機能を持たず、各地域のJA出資法人等に作業を再委託していたが、人手不足等から他のJA出資法人がサービスから撤退し、それを当社の農場部門で補うかたちで内製化

### 農業支援サービスの概要

- 稲作に係る農作業受託 (耕起、代かき、田植、防除、収穫等)**
- 育苗センター、ライスセンター、コイン精米に係る施設管理 (農協から受託)**



とさっ子みょうがちゃん (ミヨウガ)  
出所: JA土佐くろしお



## 2 課題と対応策



### 課題① 方針の決定



#### 産地づくりを担う施設園芸農家の負担軽減

- 地域の特産品であるミヨウガを生産する**施設園芸農家の労力軽減**のため、ミヨウガの生産と**作業時期の重なる水稻の農作業受託**に特化
- ミヨウガ産地の確立と耕作放棄地解消という2つの目的のため、**稼ぐ事業、地域を支える事業のバランス (全体収支の均衡)**を確保
  - ① 稼ぐ事業 (農業支援サービス)  
**作業受託業務は黒字であり、稼ぐ事業として位置付け**
  - ② 地域を支える事業 (農業経営)  
白紙委任ほ場による**飼料用米生産は大きな赤字であるが、地域を支える事業と位置付け**



### 課題② 周年での受託事業量の確保 (事業量の不足)



#### 農協からの施設管理業務の受託

- 職員の通年雇用を実現するため、農協が所有する育苗センター、ライスセンター、コイン精米に係る**施設の管理業務をJAから受託**し、管理料を受け取り



### 課題③ 収益の確保 (事業単体での黒字化が課題)



#### 明確な受託基準の設定や適正な受託料金の設定

- 条件の悪いほ場 (耕作不利地、鳥獣害ほ場など) は、理由を説明し、引受をお断り又は保全管理に切り替え
- 耕作放棄地の増加や、施設園芸経営に影響も勘案しながら適正な受託料金を設定。(県内の水準と同程度か少し安い程度)



#### 農協からの施設管理業務の受託 (再掲)

- 職員の通年雇用を実現するため、農協が所有する育苗センター、ライスセンター、コイン精米に係る**施設の管理業務をJAから受託し**、管理料を受け取り



### 課題④ 作業員不足



#### 外部組織への作業委託

- 地域の労働力や農業機械を有効活用** (管内の作業受託組織や個人作業受託者と連携し、農業機械の共有化を推進等、地域内で**連携して営農、水管理や畦畔管理は地域の農地所有者に再委託**)



#### その他の工夫

- 兼業農家に声かけ**を行い、地域限定の**農業機械オペレーター**として育成、雇用契約予定



## その他 今後の展望、他農協への助言等



### 今後の展望

- 労働力確保のため、兼業農家に声かけ、**地域限定の農業機械オペレーター**として育成・雇用契約し、支援する水田面積を拡大予定
- **ドローン防除**の導入による作業効率化、地域防除の推進
- 水田の守り手に対する**農業機械のレンタル**
- 3市町による地域農業を支えるための推進体制
  - ・ これまでも、1市2町（須崎市、中土佐町、都野町）の地域計画の策定に際し、**農協とともに当社が参画・協力**（各地域計画には、同社が農作業受託や農業経営を行う旨が明記）
  - ・ 今後、関係機関や地域の農業者と協力して、地域の水田をできるだけ多く引受け、地域農業を支える仕組みの再構築を予定



### 他農協への助言

- **農協（又はその子会社）のみで、農業支援サービスによる条件の悪いほ場の維持を継続的に実施することは、経営の観点から不可能**
- しかし、市町村や組合員の同意・協力に基づき、引き受けるほ場や業務内容を限定、**地元組織とも連携、水管理や畦畔管理等、地域でできることは地域の農地所有者等に再委託、赤字部門を他の事業で補う等の工夫**を積み重ねることで、不可能が可能となることも
- その際、地域の話し合い（地域計画の策定・更新等）を通じて、採算が取れないほ場は、地権者に理由を説明して保全管理に切り替えるなど、**地域計画とリンクした取組が必須**

## 1 法人概略

### 施設の再編集約等の背景

- 静岡県中部地域の3農協（JAしみず、JAおおいがわ、JAハイナン）は、選果機の老朽化による不具合や交換部品の生産終了等により、**メンテナンス費用の増加や選果機能の低下**を招き、**選果施設の運営に支障**が発生
- 担い手の減少や高齢化に伴い、**各選果施設の利用率は低下傾向**にあり、かんきつ産地の維持・拡大が難しくなっていた

### 再編集約等の概要

- 3農協それぞれが所有する**選果施設を1施設に集約**することで、**施設運営・選果コストを削減**するとともに、**施設利用率の向上**を図る
- **最新のAI選果機**の導入や**パレット出荷施設**の整備により、**選果作業を軽減**するとともに、**出荷規格とブランドを統一し、流通コストの削減と有利販売**につなげる

### 複数農協で施設（選果場）を再編・集約

#### JAおおいがわ

昭和47年整備  
利用率：34.2%  
処理量：830 t  
※集約後は一次集荷場



#### JAハイナン

昭和44年整備  
利用率：61.8%  
処理量：340 t  
※集約後は一次集荷場



選果機能を集約

#### JAしみず 広域柑橘共選場（中部支部集荷場）

平成10年と平成23年に整備した既存の建屋を活用しつつ、AI選果機とパレット出荷用建物を整備  
利用率：75.6%（現況）→100%（目標）  
処理量：6,650 t（現況）→7,500 t（目標）



+ AI選果機  
パレット出荷棟



流通コスト削減、ブランド統一、有利販売へ

## 2 課題と対応策



### 課題① 施設の再編・活用方針の決定



#### 単独改修の困難さの共有

##### ① 課題や現状の把握、目指す姿の確認

【施設の状況（3農協共通）】

柑橘選果場建設から15年以上経過。修繕に使用する**部品の生産も終了**。中古品で代替するもセンサー等の精度が改善されず、更に、枯渇した**部品の確保に係る費用が増加しており**、不具合が発生した場合、選果ラインの一時中断等が発生、稼働時間延長、人件費の増加等が発生する恐れ

【柑橘産地維持への課題（3農協共通）】

**生産者の高齢化や担い手不足により生産量が減少**

生産者数	令和元年度1,087戸	⇒	令和5年度876戸
取扱量	令和元年度7,500t	⇒	令和5年度7,090t

##### ② 施設再編・活用の具体的内容の検討

当初（平成28年頃）、各農協単独での選果施設改修を検討したが、コストを試算したところ、**各農協とも現行施設の1.5倍から2倍の負担発生見込みとなり、単独改修が難しいとの結論**

【各JA単独での設備更新後の施設利用料の生産者負担額を試算】

- ・ JAしみず単独 現在51円/kg ⇒ 67円/kg以上
- ・ JAおおいがわ単独 現在50円/kg ⇒ 150円/kg以上
- ・ JAハイナン単独 現在50円/kg ⇒ 150円/kg以上

【3JA連携による広域選果場を新設した場合の試算】

- ・ 3JA共同 65円/kg

##### ③ 大まかな方針や選択肢について組織内で意思統一

県中部エリアの組合長会にて、

**単独改修が困難であるという共通課題を、各組合長間で共有**



## 課題② 組合間の合意形成



### トップの共通認識形成→担当者間→組合員の順の合意形成

#### 【初期段階（農協間（役職員）における共通認識の醸成）】

- 当初（平成28年頃）、各農協単独での選果施設改修を検討する中で、コストを試算したところ、各農協とも現行施設の1.5倍から2倍の負担発生見込みとなり、単独改修が難しいことを確認
- 県中部エリアの組合長会にて、単独改修が困難であるという共通課題を、各組合長間で共有

#### 【第二段階（担当者間での本格検討、農協間の合意形成）】

- 令和2年頃より中部地区の担当者間で広域選果場の本格検討を開始
- 生産者を交えた柑橘の会議体や業務担当者間で、合意文書締結に向けた調整を継続的に実施

#### 【第三段階（組合員の合意形成）】

- 令和4年度、各組合員向けアンケート実施  
（5年後の出荷量見込み、生産意向、施設利用料、横持運賃、規格・ブランド統一等）
- 令和5年度～6年度、各組合員向け説明会  
（JAしみず管内6支所で、延べ20回以上）
- 令和7年2月、「柑橘共同選果場の共同利用に関する基本事項の合意書」を、3組合長連名で作成
- 令和8年産から、広域選果場を共同利用、規格とブランドを統一



## 課題③ 施設の利用に関するルール等の洗い出し



## 農産物の取扱い

- 共同利用・一元販売する果実の種類：温州みかん及び中晩柑類
- ブランド：令和8年産より**ブランドを統一**（予定、名称未定）
- **出荷規格：変更なし**（AI選果の導入により集荷量は増加見込み）
- 販売方法：JAしみずが**一元選果販売**  
（各JAが有する販売先の共有により販路やロット拡大）
- 段ボール：規格の整理統合により、段ボールの種類を半数以下に
- 代金精算方法：JAしみずに入金後、出荷量・等級・階級等のデータとともに他の2JAに入金、各JAにて精算



## 集荷方法

- 既存施設の取扱い：**旧選果場を一次集荷場に活用**（出荷先の変更なし）
- **横持運賃：3JA共通経費として負担**（農業者の追加負担なし）
- 荷積み方法：バラ積み・バラ卸しであったものを、パレット化
- 運送会社：各JAで個別手配であったものを、JAしみずの配送子会社に一元化



## 施設の運営方法

- **利用料：3JAの協議にて決定**  
（各JAの一次集荷場から広域選果場までの横持運賃を含む）
- 選果場運営：**運営責任はJAしみず**、要請に応じて各JAは人員派遣
- 保守管理コスト：共通経費として出荷数量により各柑橘生産者が負担
- **大規模な保守修繕等の設備投資：運営委員会及び3JAで協議決定**
- 所有権：JAしみずの所有
- 運営委員会：選果場の基本事項を協議するため、**3JAの生産者代表、役職員、JA静岡経済連等で構成する 中部柑橘選果場運営委員会**を設置
- 柑橘委員会：各JAの柑橘員会は、管内出荷者の取りまとめ等を担当



#### 課題④ 持続的な利用の確保 ※各取組は3JA合意済、実際の取組開始は令和8年11月以降



##### 組合員メリットの向上

- AI選果機を導入することで、家庭選果の作業量が減少し、**生産者の負担軽減**に。また、これにより生じた余剰労働力を**生産管理や規模拡大**に振り向け
- AI選果機のデータを生産者やほ場毎に蓄積・解析することで、**選果データを適切な営農指導につなげ、柑橘の品質が向上**



##### 出荷規格、ブランド等の統一

- **出荷規格の統一**により、段ボールの規格数を半数以下に削減することなどが可能となり、**流通コストの削減**につなげる
- **ブランドを統一**し、各JAが個別に有する販路を共有することで、販路及びロットが拡大し、**有利販売**につなげる



#### 課題⑤ 員外利用の確認



##### 設置場所や所有に係る検討

- 各JAの生産量や出荷量を調査し、重量や出荷額ベースで**JAしみずの組合員のシェアが8割を占めることを確認**、新たな広域共同選果施設は**JAしみずの所有**とした
- 当初は、広い敷地を有する他のJA内に設置という案もあったが、**数量が圧倒的に多いJAしみずに設置した方が、員外利用制限に抵触せず、追加の横持運賃の発生も抑制できる**ため、JAしみず管内に設置・所有する結論となった



## その他（今後の展望、他農協への助言等）



### 今後の展望

- 選果や土壌分析の結果、防除履歴などのデータを統合
- 組合員へフィードバック、栽培管理営農指導に情報を活用
- 農協の垣根を越えた高品質果実生産者の栽培技術の共有、高品質果実生産量の向上



### 他農協への助言等

#### 【連合会等による共通認識の醸成】

- 気候風土が類似した条件下で同じ品種を栽培する産地であり、従前より、**県経済連主催の中部柑橘委員会等の定例会合**を通じて、役職員や組合員間の繋がりがあり、**共通認識が醸成されていた**ため、規格・ブランドの統一、運営方針について、JAしみずが提示した今後の運営方針案について**賛同を得やすかった**

#### 【普段からの連携関係の構築】

- 広域選果場の再編に向けて、組合長や実務担当者、組合員など**様々な階層が連携、各JA間で不公平が生じないように、時間をかけて入念な調整**を行った
- 検討の過程で、**中央会や行政から受けた、補助事業の活用等に係る助言・支援も活用**

#### 【実施主体となるJAのリーダーシップ発揮】

- 複数JAによる施設の共同利用については、実施主体となる農協が**積極的なリーダーシップを発揮**することが重要（合意文書の前案作成、組合員向け説明資料の作成等）
- 各JAにおいて組織決定等が必要となるため、経営状況の確認や運営開始日時、今後の展望の洗い出し等、**数年かけて計画的に協議**を行うことが必要

## 1 法人概略

### 施設の再編集約等の背景

- 滋賀県北部の米原市と長浜市に位置する2農協（JAレーク伊吹、JA北びわこ）においては、JAレーク伊吹では**密苗**生産のニーズがあるが設備が対応していない、JA北びわこでは**出芽苗・硬化苗**の生産能力が不足するなど、**両農協とも、管内ニーズに応じた水稻苗供給量を賄えないことが課題**
- **両農協とも、それぞれ、ブロッコリー及びタマネギの苗**の育苗を行っていたが、**作業時期が重なるため、職員の業務量の多さが課題**

### 再編集約等の概要

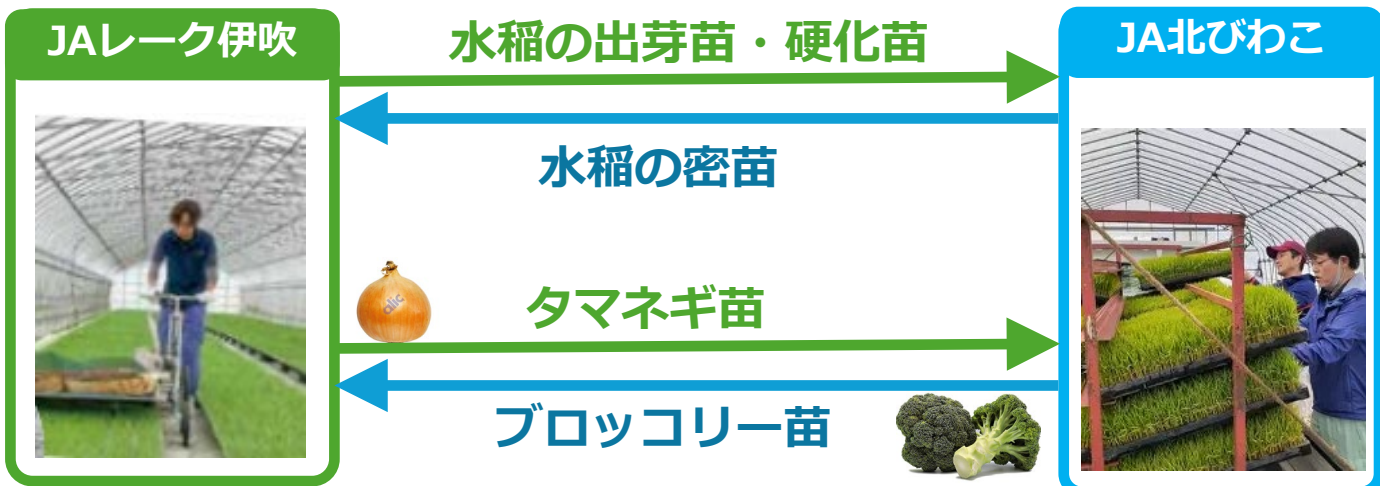
#### 【水稻育苗の農協間連携】

- JAレーク伊吹は、管内施設の生産余力を活用して、JA北びわこに出芽苗・硬化苗を出荷
- JA北びわこは、密苗専用のプラントを活用して、JAレーク伊吹に密苗を出荷

#### 【野菜育苗の農協間連携】

- JAレーク伊吹はタマネギの苗を、JA北びわこはブロッコリーの苗を、それぞれ育苗することに専念。生産した野菜苗は、双方の農協組合員に提供

### 農協間で施設（育苗施設）を相互利用



## 2 課題と対応策



### 課題① 施設の再編・活用方針の決定



#### 両農協の課題の相互補完

##### ① 課題や現状の把握、目指す姿の確認

【JAレーク伊吹の課題】

- 当初管内4つの水稻育苗センターを2ヶ所へ機能集約したが、近年の取扱量の減少に伴い、播種能力に余力が生じていた
- 管内に水稻密苗供給のニーズはあるものの、設備が対応しておらず、密苗を生産できない

【JA北びわこの課題】

- 自前の育苗施設だけでは出芽苗・硬化苗の生産能力が不足しており、管内の水稻苗供給量を賅えない

【両JA共通課題】

- 両農協とも、ブロッコリーとタマネギの育苗を行っていたが、作業時期が重なるため、職員の負担が大きかった

##### ② 施設再編・活用の具体的内容の検討

- JAレーク伊吹は管内施設の生産余剰能力を利用して、JA北びわこに出芽苗・硬化苗を供給
- 一方、自前の施設では生産できない密苗を、専用のプラントを持つJA北びわこから供給してもらうことで相互補完を実現

※ なお、現在は、密苗の供給は受けておらず、直播用のカルパーコーティング種子の供給を受けている

- タマネギはJAレーク伊吹、ブロッコリーはJA北びわこと、それぞれ育苗を分業し、相互に施設を利用。生産した野菜苗は、双方の農協の組合員に提供



## 課題② 組合間の合意形成



## 日頃の課題共有から始まる合意形成

## 【初期段階（農協間（役職員）における共通認識の醸成）】

- 両農協は、従来から、カントリーエレベーターのメンテナンスの受委託業務などで繋がりがあったため、今般の育苗に係る農協間連携は、「不足」と「余力」を補完する形で、**自然発生的に、連携が具体化（日頃の課題の共有や相談の中から生まれたもの）**
- **当初は明確な合意書やルールが存在せず「試験的規模」でスタート。**小さなトラブルでも誤解が生じやすく、**細かい調整が必要であったが、担当者同士が頻繁に相談し合い、信頼を積み重ね、共通認識を醸成**

## 【第2段階（担当者間での本格検討、農協間の合意形成）】

- 担当者間で、連携に向けて平成30年～令和元年にかけて本格検討
  - ① 両JAで、課題、ニーズ、受入余力のある**事業や施設の洗い出し**
  - ② 洗い出しの結果を両JAの経済事業関連の部長をメンバーとする会議で共有し、**連携できる可能性のある事業や施設を絞り込み**
  - ③ 連携可能性のある分野について、施設利用事業、販売事業、野菜園芸事業、購買事業、営農指導事業など事業別に、それぞれの課長をメンバーとする会議で**受発注から物流までの各プロセスを検討**
- 主な調整事項
  - ① 利用料金（農協毎に組合員向け供給価格が異なるため）
  - ② 技術的事項（種子を浸漬処理する農薬の取扱等）
  - ③ 利用料金、技術的事項について、どこまで文書化するのか、覚書にするのか、複数年契約にするのか 等

## 【第3段階（組合員の合意形成）】

- 利用事業の取扱量増加・総利益の増加（黒字化・収益改善に寄与）という**経営面の効果を、組合員や経営管理委員会に対し、丁寧に説明、合意を得る**



## 課題③ 施設の利用に関するルール等の洗い出し



## 農産物の取扱い

 品種・作期の調整

JA北びわこ側では、作付けする水稻の品種の集約を進め、JAレーク伊吹側の作付品種との棲み分け等を随時調整（育苗・収穫の作業時期の競合を回避）

 品質・管理基準の共有

育苗管理（薬剤浸漬、温度・灌水管理等）は、苗を生産するJA（受託側）の育苗管理の考え方や管理基準により行うことをあらかじめ両農協で合意



## 引渡し・運送ルール

- 引渡しに当たっては、原則、苗を必要とする組合員が、その苗を育苗している農協に引取りに行く（施設側渡し）



## 施設の運営・能力制約時の考え

- 気象の影響を受けにくい育苗ハウス（強靱化工事済み）と、影響を受けやすい育苗ハウス（強靱化工事未対応）を併用しているため、気象の影響による数量変動が有り得ることをあらかじめ合意
- 台風等により育苗施設の稼働がひっ迫する時期の苗の配分は、相互に相談して調整



## 計画的な利用

- 育苗施設の相互利用に当たり、両JAで3年間の最低供給数量の見通し等をすりあわせた上で、具体的な供給量と価格等は単年ごとのJA間の協議で決定することで安定的な関係を構築



## 課題④ 持続的な利用の確保



### 安定的な事業運営の確保

- 育苗を受託した農協から委託農協への苗の販売価格は、委託農協での従来の販売価格をベースに、育苗を受託した農協での育苗作業に係る費用を織り込んで設定
- JA間で複数年の苗の利用量等の見通しを示し、事業の先行きを明確にすることで、安定的な取引関係を構築
- 年に2～3回の定例会議で、数量計画・品種構成・時期のすり合わせ



## 課題⑤ 員外利用の確認



### 事業全体での計算

- タマネギの育苗だけで見ると4割が員外利用であるが、利用事業（乾燥調製・集出荷・加工）全体で見た場合、員外の割合は小さい



## その他（今後の展望、他農協への助言等）



### 今後の展望

- 育苗施設（タマネギ）のさらなる強靱化・増設の必要性
- 需要増に対応するための育苗施設のキャパシティ拡大
- 人手不足を踏まえた外部支援の必要性の高まりから、育苗事業・作業受託事業を今後も継続
- タマネギ産地のさらなる拡大
- JA北びわこ他県内2JAとの連携強化・深化
- 将来的には、より一体的な運営や施設再編も視野

# 参考情報

## 有機農業における農業支援サービスや共同利用の事例

### JAによる除草作業受委託事業 (JAたじま)



[\(出典\) 除草作業の受委託事業始動 無農薬栽培米を推進 コウノトリ育むお米生産部会 | 活動レポート | JAたじま](#)

JAたじまが除草機を購入し、オペレーターを外部企業に委託。除草機の導入コスト削減に加え、手間のかかる除草作業を外部に委託することで、生産者が有機農業等に取り組みやすい環境を整備。

### JAによるアイガモロボのレンタル (JAはくい)



「のと里山自然栽培部会」の生産者は、都市部からの移住者や新規就農者が多く、農業機械への設備投資が経営の負担となっている。有機栽培の大きな課題である除草作業の軽減化を図るため「アイガモロボ」をJAはくいがレンタル提供することで生産者支援を強化。

### JAによる農業機械レンタル (JA越前たけふ)

#### 乗用施肥管理機

(R6年1台導入予定)  
(R8年までに3台保有予定)



15,000円/半日

有機栽培農家向け

有機栽培は追肥が大変

JA越前たけふが乗用水田除草機や乗用施肥管理機を導入し、有機農家向けにレンタルを行うことで、有機農業で手間のかかる除草や追肥等の作業負担を軽減。

### JAによる有機農産物の保管施設の整備 (JAしまね)



JAしまねは、有機多目的倉庫を設立。保管品目や温度帯で分けた三つの低温倉庫を整備し、県内で生産された有機農産物の保管や物流ストックポイントとして活用し、物流コスト削減や、県内の有機農業の推進に取り組む。

出所：令和7年度食料・農業・農村政策審議会果樹・有機部会（第2回有機関係）参考資料1 P9

## VI 結語・今後の課題

農協の持続的経営には、農業支援サービスや共同利用施設の持続的な運営のための計画策定はもちろんのこと、運用開始後の不断の見直しにより、組合員、地域の農業者のニーズに応え続けることが必要不可欠です。

それには、本報告書や他の農協の類似事例を参考に検討することが有効ですが、現時点では、持続的な運営の参考となる事例は、未だ少数に留まっている状況です。

本報告書は、農協系統内の限られた事例から得られた知見や留意事項等をまずはとりまとめたという意味において、課題解決の端緒に位置するものです。

今後とも、それぞれの地域の農協において、組合員、地域の農業者のニーズに応えることで、本報告書に掲載したような先駆的な農協等へ続く新たな取組が組成され、それら事例の蓄積と全国の農協への情報共有がされることにより、農業支援サービスや共同利用施設の持続的な運営がなされることを期待しております。

## 委員名簿

尾高 恵美 株式会社農林中金総合研究所 リサーチ&ソリューション第1部長  
坂本 裕之 全国農協青年組織協議会 副会長  
島田 和彦 一般社団法人 農林水産航空・農業支援サービス協会 事務局長  
藤間 則和 一般社団法人 全国農業協同組合中央会 常務理事  
日比 健 全国農業協同組合連合会 常務理事

(五十音順、敬称略)

事務局：農林水産省 経営局 協同組織課

## 開催実績

### 第1回（令和7年12月21日）

- ・ 農協事業における農業支援サービス事業の現状
- ・ 事例発表
  - ① 日比 健 委員
  - ② 島田 和彦 委員

### 第2回（令和8年2月13日）

- ・ ヒアリング
    - ① 株式会社ジェイエイフーズみやざき 業務部 原料担当部長 伊豆元 文博 様 事例編①
    - ② 株式会社JA常陸アグリサポート 代表取締役社長 鈴木 秀行 様 事例編②
    - ③ 株式会社土佐くろしお村 村営みのり 営農販売部長 土居 裕明 様 事例編③  
農業振興課長 佐竹 眞彦 様
    - ④ 株式会社NTT e-Drone Technology 代表取締役社長 滝澤 正宏 様  
サービス推進部 業務推進部門長 堤 美音 様
- 〔 ・ 日本のほ場にあわせた国産農業用ドローンの開発・製造状況  
・ 交換部品の保管・サポート期間、適期 防除期間にトラブルが発生した際の対応（代替機貸出、機体修理、製品交換）等 〕

### 第3回（令和8年3月6日）

- ・ ヒアリング
  - ① JAしみず 営農経済部 柑橘茶振興課長 上倉 貴行 様 事例編④
  - ② JALレーク伊吹 経済部 販売施設課長 大橋 守 様 事例編⑤
- ・ 検討会報告書 骨子（案）

### 第4回（令和8年4月16日）

- ・ 検討会報告書（案）

## 主な問い合わせ先

### 《報告書・検討会全般》

- ・ 農林水産省 経営局 協同組織課 （03-3502-6663）

### 《農業支援サービス関係》

- ・ 農林水産省 農産局 技術普及課 （03-6744-2107）
- ・ （一社）農林水産航空・農業支援サービス協会 （03-3234-3380）
- ・ JA全農耕種総合対策部スマート農業推進課 （03-6271-8274）

### 《共同利用施設の再編関係》

- ・ 農林水産省 農産局 総務課 生産推進室 （03-3502-5945）
- ・ 県農協及び連合会県域（経済連・全農）の施設担当部門